

定期報告対象建築物の所有者・管理者の皆様へ

令和7年7月1日より告示改正に伴い

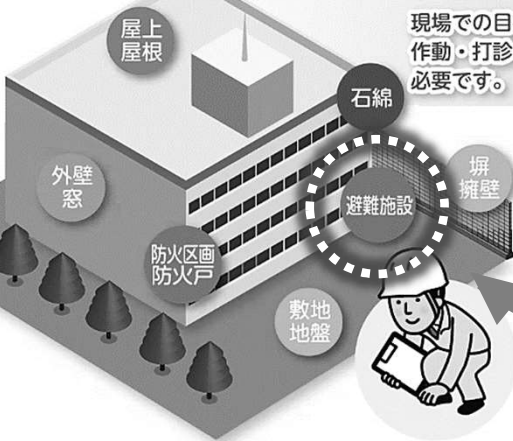
定期報告の調査(検査)が変わります!!

### 特定建築物の調査

3年  
に一度

調査については、調査方法・判定基準が定められています。  
(平成20年国土交通省告示第282号)

タイル貼り・石貼りなどの外壁で竣工後(改修後)10年を経過しているものについては、全面的な打診調査等が必要です。



現場での目視調査だけでなく、  
作動・打診・図面チェックも  
必要です。



7月1日以降に調査された場合、報告書の様式も変わります。  
ご注意ください。

ご不明な点は定期報告を依頼している調査者・検査者にご相談ください。

定期調査・検査項目の重複の解消や合理化が行われました

## 建築設備に関する検査の変更について

これまで特定建築物定期調査で実施していました**換気設備、排煙設備、可動式防煙壁、非常用の照明装置**の「作動」の状況と「物品の放置」の状況は建築設備定期検査で実施することになりました。

### 旧制度

| 特定建築物<br>定期調査    | 建築設備等<br>定期検査      |
|------------------|--------------------|
| 設置               |                    |
| 作動<br>(作動するかどうか) | 作動<br>(基準値に合っているか) |
| 物品の放置            |                    |

### 新制度

| 特定建築物<br>定期調査    | 建築設備等<br>定期検査 |
|------------------|---------------|
| 設置               |               |
| 作動<br>(作動するかどうか) | 作動            |
| 物品の放置            | 物品の放置         |

記号番号が「**豊学**」「**豊館**」「**豊共※**」「**豊共特※**」から始まる建築物は、建築設備等定期検査の対象外であるため、上記建築設備の報告は不要となりますが、快適で安全な建物の維持のために重要な項目ですので、定期的に点検を行い、常時適法な状態となるよう維持保全に努めてください。 ※非常用エレベーターが設置されているものを除く

### 「要是正」が多い項目

#### 非常用照明装置のバッテリー切れ

蓄電池の交換目安は4～6年です。交換時期を迎えた蓄電池では、避難時に必要な点灯時間が得られません。適切な時期での交換をお願いします。



定期報告告示の見直しの詳細については国土交通省の参考資料をご確認ください。



【問合せ】豊中市都市計画推進部建築審査課  
(電話) 06-6858-2422・2420